

○平成29年度 倉吉体育文化会館 スポーツ教室 実施状況

教室名	期	回数	期 間	定員(人)	参加料	申込人数	金額(円)	備考
ラージボール卓球&軽スポーツ	第Ⅰ期	10		20	2,000	40	80,000	
〃	第Ⅱ期	10		20	2,000	42	84,000	
〃	第Ⅲ期	10		20	2,000	46	92,000	
ストレッチ&ジャズ体操	第Ⅰ期	10		20	2,000	19	38,000	
〃	第Ⅱ期	10		20	2,000	14	28,000	
〃	第Ⅲ期	10		20	2,000	16	32,000	
さわやか健康教室	第Ⅰ期	10		10	2,000	11	22,000	
〃	第Ⅱ期	10		10	2,000	11	22,000	
〃	第Ⅲ期	10		10	2,000	11	20,000	
エンジョイテニス(昼)	第Ⅰ期	10		10	2,000	20	40,000	
〃	第Ⅱ期	10		10	2,000	18	36,000	
〃	第Ⅲ期	10		10	2,000	17	34,000	
エンジョイテニス(夜)	第Ⅰ期	10		20	2,000	24	48,000	
〃	第Ⅱ期	10		20	2,000	20	40,000	
〃	第Ⅲ期	10		20	2,000	17	34,000	
運動不足解消教室	第Ⅰ期	10		10	2,000	16	32,000	
〃	第Ⅱ期	10		10	2,000	20	40,000	
〃	第Ⅲ期	10		10	2,000	18	36,000	
バドミントン教室	第Ⅰ期	10		10	2,000	6	12,000	
〃	第Ⅱ期	10		10	2,000	6	12,000	
バドミントン夜間教室	第Ⅰ期	10		10	2,000	7	14,000	
〃	第Ⅱ期	10		10	2,000	7	14,000	
ベイベー親子交流教室	—	5		5	1,000	0	0	申込者なし
太極拳	—	10		10	2,000	7	14,000	
太極拳	—	5		10	1,000	8	16,000	
太極拳	—	10		10	2,000	8	14,000	
バドミントン夜間教室	—	5		10	1,000	4	4,000	
やさしいバドミントン教室	—	5		10	1,000	7	7,000	
トランポリン教室	—	1		10	1,000	11	11,000	
中部スポーツ教室	—	11		20	無料	18	0	
合計						469	876,000	

短期スポーツ教室(夏コース)

教室名	期	回数	期 間	定員(人)	参加料	申込人数	金額(円)	備考
運動不足解消教室	—	5		10	1,000	13	13,000	
ラージボール卓球&軽スポーツ	—	5		20	1,000	38	38,000	
合計						51	51,000	

短期スポーツ教室(冬コース)

教室名	期	回数	期 間	定員(人)	参加料	申込人数	金額(円)	備考
運動不足解消教室	—	5		10	1,000	17	17,000	
ストレッチ&ジャズ体操	—	5		10	1,000	14	14,000	
合計						31	31,000	
短期スポーツ教室総合計						82	82,000	
スポーツ教室総合計						551	958,000	

平成28年度 倉吉体育文化会館

スポーツ教室 実施状況

教室名	期	回数	期 間	定員(人)	参加料	申込人数	金額(円)	備考
ラージボール卓球&軽スポーツ	第Ⅰ期	10	5/20~7/22	20	2,000	34	68,000	
"	第Ⅱ期	10	8/19~11/11	20	2,000	35	72,000	平成28年10月21日地震発生(鳥取中部地震)
"	第Ⅲ期	10	1/20~3/24	20	2,000	36	72,000	
ストレッチ&ジャズ体操	第Ⅰ期	10	4/21~7/7	20	2,000	22	44,000	
"	第Ⅱ期	10	9/29~12/8	20	2,000	21	42,000	平成28年10月21日地震発生(鳥取中部地震)
"	第Ⅲ期	10		20	2,000	—	—	
さわやか健康教室	第Ⅰ期	10	4/18~7/11	10	2,000	11	22,000	
"	第Ⅱ期	10	9/5~12/5	10	2,000	11	22,000	平成28年10月21日地震発生(鳥取中部地震)
"	第Ⅲ期	10		10	2,000	—	—	
エンジョイテニス(昼)	第Ⅰ期	10	4/19~7/5	10	2,000	14	28,000	
"	第Ⅱ期	10	9/6~11/15	10	2,000	18	36,000	平成28年10月21日地震発生(鳥取中部地震)
"	第Ⅲ期	10		10	2,000	—	—	
エンジョイテニス(夜)	第Ⅰ期	10	4/18~7/11	20	2,000	26	52,000	
"	第Ⅱ期	10	9/5~12/5	20	2,000	29	57,500	平成28年10月21日地震発生(鳥取中部地震)
"	第Ⅲ期	10		20	2,000	—	—	
運動不足解消教室	第Ⅰ期	10	4/20~7/13	10	2,000	15	30,000	
"	第Ⅱ期	10	9/7~11/16	10	2,000	17	34,000	平成28年10月21日地震発生(鳥取中部地震)
"	第Ⅲ期	10		10	2,000	—	—	
ベイビー親子交流教室	—	5	6/14~7/12	5	1,000	2	2,000	
太極拳	—	10	4/23~7/2	10	2,000	11	22,000	
太極拳	—	5	7/9~8/6	10	1,000	6	6,000	
太極拳	—	10	9/17~11/26	10	2,000	8	16,000	平成28年10月21日地震発生(鳥取中部地震)
シニア太極拳	—	5	9/5~11/7	10	1,000	5	5,000	平成28年10月21日地震発生(鳥取中部地震)
トランポリン教室	—	1	8月11日	10	500	10	5,000	
中部スポーツ教室	—	5	月曜日	—	無料	22	0	6/13~8/1
中部スポーツ教室	—	5	毎週月曜日	—	無料	—	0	平成28年10月21日地震発生(鳥取中部地震)
合計						353	635,500	

短期スポーツ教室(夏コース)

教室名	期	回数	期 間	定員(人)	参加料	申込人数	金額(円)	備考
さわやか健康・運動不足解消教室	—	5	7/20~8/3	10	1,000	15	15,000	
ストレッチ&ジャズ体操	—	5	7/14~8/4	20	1,000	19	19,000	
エンジョイテニス(昼)	—	5	7/12~8/5	10	1,000	14	14,000	
エンジョイテニス(夜)	—	5	7/20~8/3	20	1,000	25	25,000	
合計						73	73,000	

短期スポーツ教室(冬コース)

教室名	期	回数	期 間	定員(人)	参加料	申込人数	金額(円)	備考
運動不足解消教室	—	5		10	1,000	14	14,000	
エンジョイテニス(昼)	—	5		10	1,000	16	16,000	
合計						30	30,000	
短期スポーツ教室総合計						103	103,000	
スポーツ教室総合計						456	738,500	

○鳥取県立倉吉体育文化会館の利用料金

平成26年3月31日
鳥取県告示第227号

鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例(昭和56年鳥取県条例第8号)第10条第2項の規定に基づき、鳥取県立倉吉体育文化会館の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

1 利用料金

(1) 体育文化会館利用料

区分				単位	金額	
体育館	専用利用	営利を目的としない場合	入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収しないとき。	全面1時間につき	800円	
				2分の1面1時間につき	400円	
				3分の1面1時間につき	200円	
				入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	1,600円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	28,000円		
		入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	40,000円		
一般利用	一般人		1人1回につき	70円		
大研修室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。		1時間につき	2,400円	
		入場料等を徴収するとき。		1時間につき	3,100円	
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。		1時間につき	4,800円	
		入場料等を徴収するとき。		1時間につき	6,200円	
中研修室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。		1時間につき	800円	
		入場料等を徴収するとき。		1時間につき	1,050円	
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。		1時間につき	1,650円	
		入場料等を徴収するとき。		1時間につき	2,150円	
小研修室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。		1時間につき	450円	
		入場料等を徴収するとき。		1時間につき	600円	
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。		1時間につき	950円	
		入場料等を徴収するとき。		1時間につき	1,250円	
教養室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。		1時間につき	300円	
		入場料等を徴収するとき。		1時間につき	450円	
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。		1時間につき	600円	
		入場料等を徴収するとき。		1時間につき	900円	
クライミングセンター	専用利用	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。		1時間につき	3,000円
			入場料等を徴収するとき。		1時間につき	4,000円
		営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。		1時間につき	7,000円
			入場料等を徴収するとき。		1時間につき	10,000円
	一般利用	1月利用券によらないで利用する場合	ボルダリング施設	幼児、児童、生徒又は学生(以下「学生等」という。)	1人1回につき	500円
				一般人	1人1回につき	700円

		全施設	学生等	1人1回につき	700円
			一般人	1人1回につき	1,000円
	1月利用券により利用する場合	ボルダリング施設	学生等	1人につき	4,300円
			一般人	1人につき	6,000円
	全施設	学生等	1人につき	6,000円	
		一般人	1人につき	8,600円	

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 体育館、大研修室、中研修室、小研修室、教養室又はクライミングセンターを利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、(1)の表に定める利用料の額に(2)ウに定める冷暖房利用料を加算するものとする。
- 3 体育館を専用利用の方法で利用する場合において、次に掲げる照度以上の照明をしたときは、(1)の表に定める利用料の額に(2)エに定める電灯利用料を加算するものとする。

区分		電灯数
体育館	全面使用	12灯
	2分の1面使用	6灯
	3分の1面使用	4灯

- 4 体育館を専用利用の方法で利用する場合において、連続して3時間以上利用するときの利用料の額は、この表に定める利用料の額に100分の90を乗じて得た額とする。

(2) 設備利用料

ア 体育設備利用料

区分	単位	金額
バスケットボールリング	1組1回につき	2,100円
バレーボール用具	1組1回につき	200円
ソフトバレーボール用具	1組1回につき	50円
ハンドボールゴール	1組1回につき	300円
バドミントン用具	1組1回につき	50円
テニス用具	1組1回につき	200円
卓球用具	1組1回につき	100円
ミニトランポリン用具	1組1回につき	200円
電気表示器	1組1回につき	1,050円
移動ステージ	1組1回につき	50円

イ その他設備利用料

区分	単位	金額
音響装置	一式1回につき	1,050円
舞台照明	一式1時間につき	1,050円
拡声装置	一式1回につき	1,050円
ワイヤレス・アンプ(マイクロホン1本含む)	一式1回につき	1,050円
マイクロホン	一式1回につき	200円

コンセント設備	1キロワット1時間につき	30円
シャワー	1人1回につき	30円
ビデオ	1台につき	1,050円
オーバーヘッド	1台につき	900円
椅子(体育館)	1脚1回につき	10円
長机(体育館)	1脚1回につき	20円
シューズ(クライミングセンター)	1組1回につき	200円
ハーネス(クライミングセンター)	1組1回につき	200円
ロープ(クライミングセンター)	1組1回につき	200円
チョーク(クライミングセンター)	1組1回につき	100円

ウ 冷暖房利用料

区分	金額(1時間につき)	
	冷房	暖房
体育館	12,100円	9,000円
大研修室	1,700円	900円
中研修室	600円	300円
小研修室	300円	200円
教養室	200円	100円
クライミングセンター(専用利用の場合に限る。)	300円	300円

エ 電灯利用料

1時間1キロワット当たり 30円

2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 平成26年3月25日
 - (2) 適用開始年月日 平成26年4月1日
- 附 則(平成30年告示第186号)

この告示は、平成30年4月2日から施行する。

鳥取県立倉吉体育文化会館の利用料減免の取扱要領

公益財団法人 鳥取県体育協会

減免事由	減免率
一 施設使用料	
1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規程する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するものが、幼児、児童、生徒又は学生が参加する運動会、競技会等のスポーツ行事（学年（これに相応するものとして知事が別に定めるものを含む。）単位以上の規模で行うこと、入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。）又は生徒等の作品の展示等の文化芸術に関する行事（学年（これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。）単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。）のために利用するとき。（県内のものに限る。）	
(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が利用するとき。	10 / 10
(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校が利用するとき。	10 / 10
(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設が利用するとき。	10 / 10
(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項の規定する保育所が利用するとき。	10 / 10
(5) 教育に関する活動を行う団体であって知事が定める基準に該当するものが利用するとき。	10 / 10
ア 中学校文化連盟（市町村単位以上のものに限る。）	
イ 高等学校文化連盟（市町村単位以上のものに限る。）	
ウ 小学校体育連盟（市町村単位以上のものに限る。）	
エ 中学校体育連盟（市町村単位以上のものに限る。）	
オ 高等学校体育連盟（市町村単位以上のものに限る。）	
カ 私立幼稚園協会	
キ 書写書道教育研究会	
2 小学校体育連盟、中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が行う講習会等（入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のために利用するとき。	

(1) 全県の児童・生徒を対象とする場合	10 / 10
(2) 郡市単位以上の児童・生徒を対象とする場合	1 / 2
3 芸術文化団体その他の団体が文化の振興のために行う講演会、講習会、展示会等（実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のために利用するとき。	
(1) 全県的組織の芸術文化団体及び社会教育団体が利用するとき。	10 / 10
(2) 郡市単位以上の芸術文化団体及び社会教育団体が利用するとき。	1 / 2
4 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者、その他知事が定める基準に該当する心身に障がいをもつ者又は特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けた者（以下「障がい者等」という。）及びその介護者が体育館を利用するとき。	
(1) 身体障害者手帳の交付を受けた者が一般利用するとき。	10 / 10
(2) 療育手帳の交付を受けた者が一般利用の方法で利用するとき。	10 / 10
(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が一般利用の方法で利用するとき。	10 / 10
(4) 知事が定める基準に該当する心身に障がいをもつ者が一般利用の方法で利用するとき。	
ア 児童相談所長又は知的障害者更生相談所長が知的障がい者（児）として判定し、証明書を交付した者	10 / 10
イ 児童相談所長が、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第48条第3号に定める自閉症を主たる症状とする児童であって、病院に収容することを要しないと認め、証明書を交付した者	10 / 10
ウ 小学校長又は中学校長が、「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育措置について」（昭和53年10月6日付文初特第309号文部省初等中等教育局長通達）の第1の8に規定する児童又は生徒として認め、証明書を交付した者（知的障がい、病弱等に伴って情緒障がいをもつ者）	10 / 10
(5) 障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者が一般利用するとき。	10 / 10
(6) 特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けた者が一般利用するとき。	10 / 10
(7) (1)～(6)の介護者（障がい者等1名につき介護者1名）が一般利用するとき。	10 / 10
(8) 障がい者等及びその介護者（障がい者等1名につき介護者1名）が社会参加を目的とし、専用利用の方法で利用するとき。	
ア 利用者のうち、1/2以上が障がい者等の場合	10 / 10
イ 利用者のうち、1/2未満が障がい者等の場合	1 / 2

5	幼児、児童、生徒又は学生が専用利用（利用しようとする日（当該利用が2日以上にわたる場合は、その初日。以下「利用日」という。）の6日前から利用日までの間における申込みに係るものに限る。）をするとき。 （全体の利用者に占める県内の生徒等の人数の割合が2分の1以上であるものに限る。）	10 / 10
6	70歳以上の者が利用するとき。	
(1)	70歳以上の者が一般利用の方法で利用するとき。	10 / 10
(2)	70歳以上の者が社会参加を目的とし、専用利用の方法で利用するとき。	
ア	利用者のうち、1 / 2以上が70歳以上の者の場合	10 / 10
イ	利用者のうち、1 / 2未満が70歳以上の者の場合	1 / 2
7	要介護者等及びその介護者が利用するとき。	
(1)	要介護者等及びその介護者（要介護者等1名につき介護者1名）が一般利用の方法で利用するとき。	10 / 10
(2)	要介護者等及びその介護者（要介護者等1名につき介護者1名）が社会参加を目的とし、専用利用の方法で利用するとき。	
ア	利用者のうち、1 / 2以上が要介護者等の場合	10 / 10
イ	利用者のうち、1 / 2未満が要介護者等の場合	1 / 2
8	鳥取県が主催する県民スポーツレクリエーション祭で利用するとき。ただし、本大会の実施にかかるものとし、かつ実施競技団体長名で申請があったものに限る。	10 / 10
9	国体強化選手が一般利用でスポーツライミングセンターを利用するとき	10 / 10
10	県在中のオリンピック強化指定選手が一般利用でスポーツライミングセンターを利用するとき	10 / 10
11	体育の振興を目的とする県内の公共的団体が、スポーツライミングの普及振興及び競技力の向上を目的としてスポーツライミングセンターを使用するとき	10 / 10
12	その他体育及び文化に関する活動を推進するため、知事が特に必要であると認めるとき。 鳥取県が体育及び文化に関する活動を推進するために利用するとき。	10 / 10
二 設備使用料		
1	体育等設備に関する減免は次のとおりとする。	
	一の1～3、一の5～6、一の8、一の12に該当する場合	10 / 10
2	その他設備に関する減免は次のとおりとする	
	一の1に該当する場合	10 / 10
三 暖房又は冷房に係る額並びに体育館の照明（知事が必要と認める照度以上の照明）に係る額に関する減免は、一の1に限るものとする		

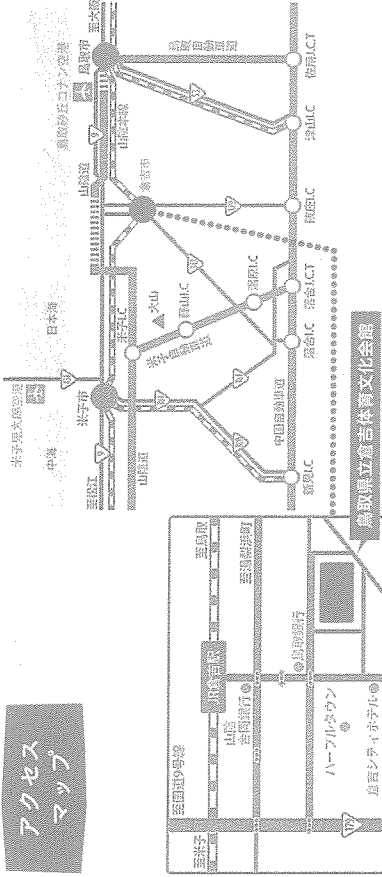


鳥取県立倉吉体育文化会館 倉吉スポーツライミングセンター

Kurayoshi Sports and Cultural Hall
Sports Climbing Center

インフォメーション

アクセス マップ



県内からのアクセス

- 鳥取砂丘コナサン空港から車で50分
- 米子現太郎空港から車で1時間20分
- 倉吉駅から車で4分・徒歩で10分

県外からのアクセス

- 飛行機を利用した場合…
東京（羽田空港）から
鳥取砂丘コナサン空港へ…1時間15分
- 鉄道を利用した場合…
東京から倉吉…約5時間30分・
大阪から倉吉…約3時間

高速バスを利用した場合

- 東京から倉吉…約10時間45分
- 大阪から倉吉…約3時間

施設概要

- 開館時間 / 9:00~22:00
- 休館日 / 12月29日から1月3日まで
- 駐車場 / 乗用車262台
- その他の設備 / 応接室・医務室・授乳室・
湯沸室・車椅子2台
多目的トイレ（オストメイトあり）
各施設空調設備あり

規模構造

- 敷地面積 / 19,720.08㎡
- 建物 / 体育館 … 鉄骨コンクリート造3階建て
(延面積5,889.23㎡)
会 館 … 鉄骨コンクリート造2階建て
(延面積2,069.72㎡)

お問い合わせ先

施設の利用に関して不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。

鳥取県立倉吉体育文化会館 倉吉スポーツライミングセンター

〒682-0023 鳥取県倉吉市山瀬529-2
TEL / (0858) 26-4441 FAX / (0858) 26-4447

倉吉体育

発表

倉吉体育文化会館

Kurayoshi Sports and Cultural Hall

倉吉体育文化会館は、体育館・文化会館・倉吉スポーツライミングセンターを併設しています。体育館では、障がいのある方や高齢者の方から子どもまで利用されるのももちろん、スポーツ教室も開催しており、多くの方がスポーツを楽しむことができます。

文化会館は、48人～360人程度収容できる研修室があります。さまざまな研修会や講習会、イベントに対応できるようにプロジェクトナーなどの映像設備、マイクなどの音響設備が整備されています。また、文化教室も開催しており、利用者の方が交流を深めています。

倉吉スポーツライミングセンターは、全国有数の施設として3種類の競技壁を有し、日本オリンピック委員会よりスポーツライミング競技強化センターとして認定を受け、高さ15mのリード壁とスピード壁、ボルダリングルームが整備されています。

文化教室・イベント

Culture Class / Hosted Events



ガラスフェスティバル



ガラスアートイベント (ガラスアート教室)



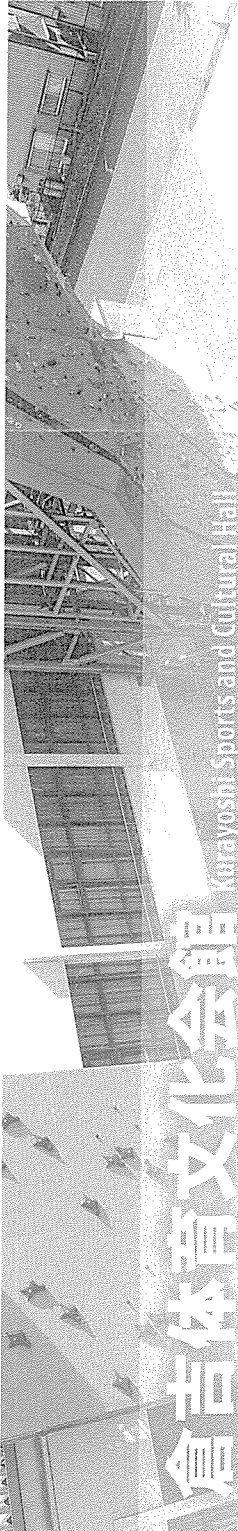
絵手紙教室

文化教室

- グラスアート・シルエット教室 (要予約)
- フラワーアレンジメント教室(要予約)
- ゆっくりパソコン相談・一歩前進コース
- おしゃれな着物の着付け教室
- 能楽謡曲
- バスレル和みアート
- 絵手紙教室
- 英会話教室

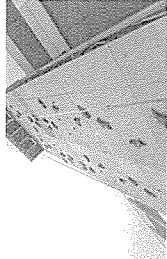
- 軒下ホール (6月・12月)
- 身体文化体験室 (8月)
- 体芸祭 (10月)
- クリスマスイベント (12月中旬)

開催イベント



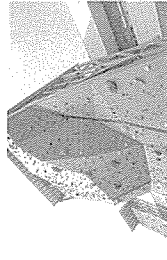
倉吉スポーツライミングセンター

Kurayoshi Sports Climbing Center



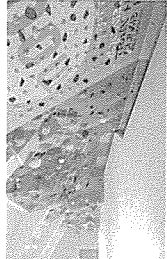
スピード壁

- 全長17m×幅6m
- 傾斜95度



リード壁

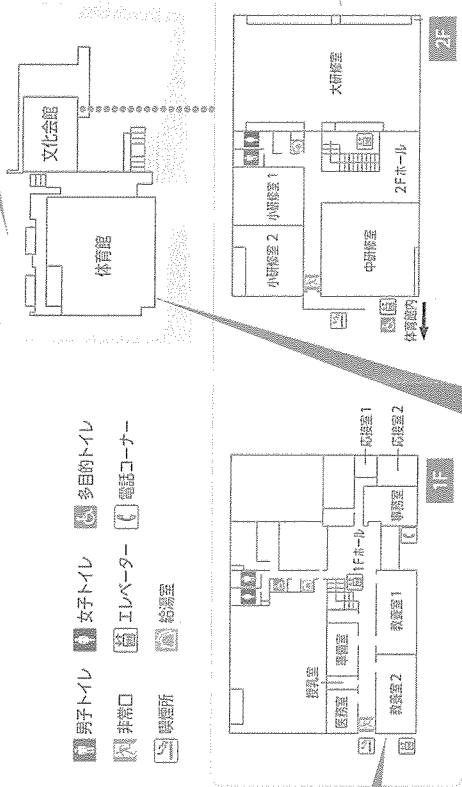
- 全長16m×幅10m
- 最大傾斜140度



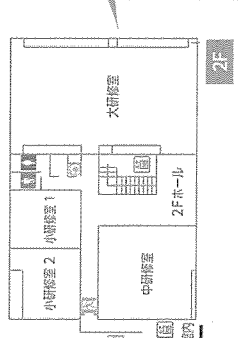
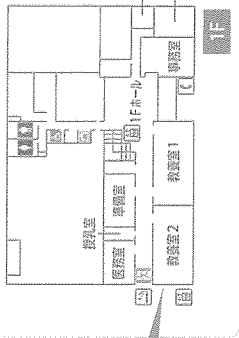
ボルダリングウォール

- 全長4m×幅20m
- 傾斜85度、105度、140度、150度、120度、130度 (トレーニング用)
- ボルダリングルーム内スピード壁 (練習用)ノ高さ6m×幅3.3m

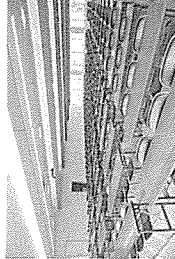
用具レンタル ● シューズ ● ハーネス ● ロープ ● チョーク



- 男子トイレ
- 女子トイレ
- 多目的トイレ
- 非常口
- エレベーター
- 電話コーナー
- 喫煙所
- 給湯室



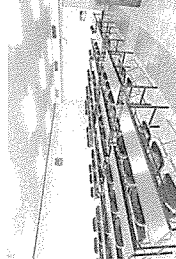
研修室 Seminar Room



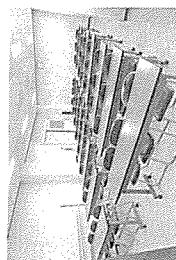
大研修室



中研修室



小研修室

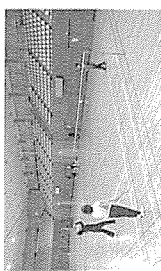


教養室

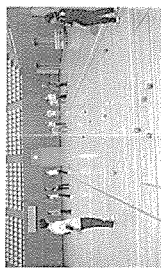
研修室名	収容人数	研修室設備
大研修室	360人	● マイクロホン
中研修室	102人	● ホワイトボード
小研修室1	60人	● プロジェクター
小研修室2	60人	● スクリーン
教養室1	48人	
教養室2	48人	

収容人数は長机3人掛けで割った場合

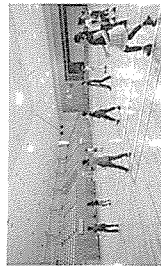
体育館 Gymnasium



バドミントン教室



テニス



バドミントン

種目	コート数	コート
バドミントン	10面	ソフトレールボール
テニス	3面	ハンドボール
バドミントン	3面	ソフトレールボール
バドミントン	1面	ソフトレールボール
バドミントン	10面	ソフトレールボール

開館時 2014年

- ハドミントン教室
- スポーツ教室
- 健康づくり教室
- 運動不足解消教室
- ラージボール卓球&ソフトバレー教室
- やさしいバドミントン教室
- 大規模教室
- ストレッチ&ジャズ体操教室
- ボルダリング教室
- 中部スポーツ教室
- 中部スポーツ教室

ストレッチ&ジャズ体操教室